

景観法に基づく届出のご案内

届出制度の概要

- ・景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地形質の変更及び物件の堆積行為については、景観法に基づく届出が必要となります。
行為にあたっては、良好な景観形成を図るため、斑鳩町景観計画に定める景観形成の基準に配慮していただく必要があります。

届出対象区域

- ・斑鳩町全域
- ・重点景観形成区域（幹線道路沿道重点景観形成区域・JR法隆寺駅周辺地区重点景観形成区域）とそれ以外の区域に分かれており届出対象規模及び規制内容が異なります。

届出が必要な行為と規模

- ・下記表に定める行為と規模が届出対象となります。

景観計画区域区分 届出対象行為	自然景観区域・田園景観区域 歴史景観区域・市街地景観区域	重点景観形成区域 幹線道路沿道・JR法隆寺駅周辺地区
	＜建築物＞（景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為）	
新築又は移転	地盤面からの高さ10mを超える建築物、 または、建築面積500㎡を超える建築物 この規模を超えることとなる増築または改築を含む	地盤面からの高さ10mを超える建築物、 または、建築面積100㎡ （戸建専用住宅は500㎡）を超える建築物 この規模を超えることとなる増築または改築を含む
増築又は改築	上記規模を超える建築物で、行為に係る建築面積が10㎡を超えるもの	
外観の変更	上記規模を超える建築物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更	
＜工作物＞*1を参照（景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為）		
届出対象となる工作物①の 新設または移転	高さ15mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む	高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物②から⑤の 新設または移転	高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む	
届出対象となる工作物⑥から⑧の 新設または移転	高さ10mを超えるもの、かつ、築造面積500㎡を超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む	
届出対象となる工作物⑨の 新設または改築	①の場合は、建築物の上端から工作物の上端までの 高さ5m、または地盤面から当該工作物の上端までの 高さ15mを超えるもの ②から⑧の場合は、建築物の上端から工作物の上端 までの高さ5m、または、地盤面から当該工作物の上 端までの高さ10mをこえるもの、この規模を超える こととなる増築または改築を含む	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m、 または、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む

届出対象となる工作物⑩の増築または改築	高さ1.5mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物の外観の変更	上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が10㎡を超えるもの
外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更
<開発行為>（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）	
開発行為	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、行為にともない生ずる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ高さ10mを超えるもの
<その他>（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）	
土地の形質の変更*2を参照	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、行為にともない生ずる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
物件の堆積*3を参照	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、物件の堆積の高さが2mを超えるもの

*1 届出対象となる工作物は次のとおりです。

①鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ②煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む）その他これに類するもの ③装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く） ④高架水槽、サロ、物見塔その他これらに類するもの ⑤ウォーターシュート、コースター、リフト、観覧車、その他これらに類する遊戯施設 ⑥アスファルトプラント、コンクリートプラント、クッキープラント、その他これらに類するもの ⑦自動車車庫の用途に供するもの ⑧汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑨①～⑧に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの ⑩自動販売機（重点景観形成区域のみ）

*2 土地の形質の変更のうち、届出対象は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く）です。

*3 物件の堆積のうち、届出対象は、屋外おける土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積です。

規制の概要

- 届出対象物の、配置、規模、高さ、形態、意匠（色彩、素材）及び緑化について景観に配慮していただく必要があります。

【規制内容の一例】

- 建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、5つの地域区分（自然景観区域・田園景観区域・歴史景観区域・市街地景観区域・幹線道路沿道重点景観形成区域・JR法隆寺駅周辺重点景観形成区域）でマンセル表色系で数値規制します。
- 原則として、建築物などは道路の境界線から1m以上後退した配置とすることが必要です。
- 行為地内の緑化面積は、樹木等により行為地面積の3%以上の緑化が必要です。
- 建築物などの外観に設置する光源等の装飾は、各立面の1/5以下とすることが必要です。
- 外部に設ける建築設備は、原則として露出させないことが必要です。

届出先・問い合わせ先

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
 斑鳩町役場 都市建設部 都市整備課 都市整備係
 TEL：0745-74-1001（内線 295・296） FAX：0745-74-1011
 E-mail：toshi@town.ikaruga.nara.jp

届出は、行為着手の30日前までにお願いします。